

3. 使用者賠償責任保険のご案内 (労働災害総合保険 使用者賠償責任条項)



使用者賠償責任保険とは……

我が国の労働災害をみますと、業務上災害における死傷者数は依然として高い水準で推移し、労働災害に関する訴訟の件数は毎年増加しています。

現在、既に多くの企業では、政府労災保険給付を補完するために災害補償制度を実施しています。このような災害補償制度が労働災害にかかわる紛争の解決に大きな役割を果たしていることはいまでもありません。

しかしながら、昨今、労働災害に係わる訴訟において、1億円を超えるような高額な損害賠償の判決や和解となるケースが増えており、不測の労働災害が企業に巨額の損害をもたらすおそれが一層高まっています。

この「使用者賠償責任保険」は、自社の従業員あるいは下請会社の従業員の労働災害について、企業が法律上負担しなければならない損害賠償責任などを保険金としてお支払いすることにより、事業経営の安定に役立つ保険です。

使用者賠償責任とは

使用者賠償責任とは、労働災害に関して事業主の負担する責任のことです。
被用者が業務上の災害によって身体の障害を被った場合、事業主には次の3つの責任が発生する可能性があります。

労働基準法上の 災害補償責任	事業主の過失の有無を問わず、一定内容の補償が義務付けられています。	⇒	政府労災保険
法定外の補償責任	多くの企業では、上記の法定の補償額を超えて、法定外補償規定・就業規則等で法定外の上乗せ補償を行っています。	⇒	【労働災害総合保険】 法定外補償条項 など
民法上の 損害賠償責任	民法の不法行為責任や使用者責任等の法理が適用されているほか、最近の判例においては、事業主は雇用契約上、労働者に対して安全配慮義務を負っているとして、事業主に安全配慮義務違反による債務不履行責任を認めるケースが増加しています。	⇒	【労働災害総合保険】 使用者賠償責任保険

使用者賠償責任保険とは

被用者が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の給付がなされた場合に、被保険者が被災した被用者またはその遺族から損害賠償請求を受けたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を補償するための保険です。

例えば、次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- 漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害（工作物責任）
- 工作機械に安全装置がついていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害（雇用契約上の債務不履行責任）
- フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害（使用者責任）

(1) 被保険者（補償の対象者）

貴社（貴社の役員等*を含みます。）が被保険者（補償の対象者）となります。保険金は被保険者にお支払いします。

* 事業主または役員をいい、被保険者の業務の遂行に起因して法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。

(2) 対象となる被用者

○補償の対象となる被用者は、原則として政府労災保険等で給付を受けることができるすべての被用者です。なお、アルバイト・パートタイマー等を含みます。

○出向者については、原則として出向先で加入しているこの保険で補償されます。出向元で補償の対象とする場合は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(3) お支払いする保険金

被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

政府労災保険等により保険給付がされた場合に限り、保険金をお支払いします。

- ①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の災害補償制度等により給付される金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。
- ②法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では、慰謝料は給付の対象となりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。

損害の額	↑
	この保険の対象とする損害 逸失利益／休業損失／慰謝料
	企業の災害補償制度等による補償 (労働災害総合保険の法定外補償 条項で補償することが可能です。)
↓	政府労災保険（または自動車損害 賠償責任保険等）による給付

賠償問題解決のために要した費用

法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。

- ①被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- ②被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用
- ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

(4) 支払限度額

この保険でお支払いする保険金の支払限度額は、被用者1名および1回の災害についてそれぞれ設定します。

* 保険期間中の総支払額に制限はありません。

(5) 免責金額

免責金額^(注1)は次のとおりとなります。免責金額を設定した場合、保険料は割引になります。

①法定外補償規定等 ^(注2) がある場合または法定外労災保険（労働災害総合保険 法定外補償条項）を契約する場合	法定外補償規定等 ^(注2) または法定外労災保険で補償される金額
②他の保険契約等（傷害保険、業務災害補償保険または生命保険など）がある場合	他の保険契約等から給付される金額
③上記①②のいずれもない場合	1回の災害あたり：任意の金額

(注1) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

(注2) 法定外補償規定等とは、被保険者である企業・事業主が被用者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。以下同様とします。

(6) 主な割増・割引

政府労災メリット割引	損害率による割増引
<新規契約の場合のみ> 政府労災保険のメリット増減率などにより、最大30%までの割引率を適用することができます。	<継続契約の場合のみ> 過去一定期間の保険料の合計に対するお支払いした保険金の合計の割合（損害率）等に応じて、割増または割引が適用されます。
事業規模割引	総合リスク診断評価割引
被用者数によって保険料が割引になる場合があります。	労働安全衛生体制に関する引受保険会社所定の質問項目にご回答いただくことにより、保険料が割引になる場合があります。

(7) ご加入例・保険料例

◇法定外補償規定等の補償金額

死亡に対する法定外補償金	1,500万円	
後遺障害に対する法定外補償金	1級	1,300万円
	2級	1,200万円
	3級	1,000万円
	4級	900万円
	5級	800万円
	6級	700万円
	7級	600万円
	8級	500万円
	9級	400万円
	10級	300万円
	11級	200万円
	12級	130万円
	13級	90万円
	14級	60万円
休業に対する法定外補償金（1日）	2,000円	

◇使用者賠償責任保険のご加入の一例

被用者1名あたり支払限度額	1億円
1災害あたり支払限度額	1億円

◇年間保険料例（1年あたり）

お引受内容	業種コード94（その他の各種事業）
	○単位定額方式 ○総合リスク診断評価割引30%適用
年間保険料（一時払）	1,560円（1名あたり）

* 上記の法定外補償規定等の補償金額・支払限度額・保険料は一例です。実際の補償条件や保険料等につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(8) 保険金をお支払いする主な場合

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
賠償保険金	<p>被用者が業務上の事由によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金^(注1)に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。なお、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りです。</p> <p>(注1)</p> <p>(1) 損害賠償金には、政府労災保険等では給付の対象とならない慰謝料等が含まれます。</p> <p>(2) 損害賠償金は、次に掲げる金額の合計額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。</p> <p>①政府労災保険等から給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）</p> <p>②自賠償保険、自賠償共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額</p> <p>③次のいずれかの金額</p> <p>ア. 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額</p> <p>イ. 被保険者が法定外補償規定等を定めていない場合は、法定外労災保険により支払われる金額^(注2)</p> <p>(注2) 同一の被保険者について他の保険契約等（業務災害補償保険・共済契約など）がある場合は、他の保険契約等から支払われる保険金または共済金の額を含みます。</p> <p>被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。</p>
費用保険金	<p>被用者の業務上の事由によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために負担する以下の費用をお支払いします。</p> <p>(1) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）</p> <p>(2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用</p> <p>(3) 引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用</p> <p>(4) 権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために要した必要または有益な費用</p>

(9) 保険金をお支払いしない主な場合

<p>○次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害^(注1)については、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保険契約者もしくは被保険者^(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◆戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3) ◆核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質^(注4)によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性 <p>○次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ◆風土病による身体の障害 ◆職業性疾病^(注6)による身体の障害 <p>○次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用 ◆被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用 <p>○労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いしません。</p> <p>○労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いしません。</p> <p>(注1) 身体の障害には、これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。</p> <p>(注2) 保険契約者もしくは被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>(注3) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。</p> <p>(注5) 核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>(注6) 職業性疾病とは、労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。</p> <p>(例) ・粉塵（じん）による「じん肺」 ・著しい騒音による「耳の疾患」 ・タイヤ等による「手指のけいれん」 ・鉛、水銀、マンガン等による「中毒」 ・アスベストによる「中皮腫」</p> <p>* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。</p>

ご加入手続方法

①加入書類に記入する

使用者賠償責任保険のご加入に必要な書類は以下のとおりです。

●使用者賠償責任保険加入依頼書 ●総合リスク診断評価シート

※ご加入の際は、加入依頼書の記載内容を再度ご確認ください。加入依頼書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

②加入書類を送付する・保険料を支払う

加入書類を代理店・扱者にご送付ください。

<代理店・扱者> 株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-31 ニュープラスビル7階

TEL：0120-258-517 FAX：052-204-8988

中途加入の場合は、上記①～②のすべての手続が完了した日（毎月20日締切）の翌月1日午後4時から補償を開始します。

保険料お振込み先

保険料は下記の口座にお振込みください。

振込手数料は振込人負担となりますが、三菱UFJ銀行のATMにて現金振込を利用した場合、無料となります。

三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通 1039566

役員行事傷害保険 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会

ご加入できる方の条件

加入条件：ご加入できるのは、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会を構成する事業主に限ります。

【保険期間】 2020年4月1日午後4時から2021年4月1日午後4時まで1年間

【お申込締切日】 2020年3月31日（火）（加入依頼書の代理店・扱者到着日）

ご加入にあたっての注意事項

○この保険は社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。

○ご加入できる方は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会を構成する事業主に限ります。

○この保険の保険期間は1年間となります。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

災害が起こった場合

○災害が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

災害が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

災害の拡大の防止および軽減

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189

（無料）へ

○保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明

- この書面は、労働災害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

労働災害総合保険普通保険約款

+

自動セット特約^(注1)

+

各種特約^(注2)

(注1) 次の特約となります。

・労働災害総合保険特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

(注2) セットできる主な特約については、「2. (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

①被保険者

契約概要

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

契約概要

パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。

④お支払いの対象となる保険金の種類

契約概要

注意喚起情報

パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の「お支払いする保険金」のページをご参照ください。

(2) セットできる主な特約

契約概要

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（労働災害総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる身体の障害による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約等の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約等を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約等の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

今回セットしていただく補償・特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
使用者賠償責任条項	○ビジネスJネクスト 使用者賠償責任補償特約 ○ビジネスプロテクター／ビジネスプロテクター（建設業用） 使用者賠償責任補償特約

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の30ページをご参照ください。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入依頼書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（加入依頼書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合^(注)を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては保険金をお支払いしません。

(注) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3. (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(5) 支払限度額等 契約概要 注意喚起情報

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額、免責金額につきましては、加入依頼書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、支払限度額の上限は被用者1名につき3億円、1回の災害につき10億円とします。

- (a) 被用者1名につき：500万円
- (b) 1回の災害につき：1,000万円

免責金額^(注)を設定する場合は、損害の額から加入依頼書記載の免責金額^(注)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、加入依頼書記載の支払限度額を限度とします。

(注) 免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料^(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入依頼書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の30ページをご参照ください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の30ページに記載の方法により払い込んでください。パンフレット（「使用者賠償責任保険のご案内」）の30ページに記載の方法による保険料の払込みがない場合、身体の障害による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

注意喚起情報

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入依頼書^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2. クーリングオフ（ご加入のお申込みの撤回等）

注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. その他

保険料算出（確定）のための確認資料（「保険料確定特約」をセットした契約）

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次の数値によって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出（確定）するために必要な平均被用者数についての資料を引受保険会社にご提出いただけます。

○ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度（1年間）」における平均被用者数

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

III. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

(1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ① 加入依頼書の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② ご加入時にご提出いただいた告知書・加入依頼書等の記載内容に変更が生じる場合

(2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- | |
|---|
| ①加入依頼書記載の住所または電話番号を変更する場合
②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合 |
|---|

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険契約を脱退（解約）する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- (2) 脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間中に支払った賃金総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
- (3) 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入依頼書の確認・保管

加入依頼書は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5. 保険料の精算および保険料算出（確定）のための確認資料

保険料が見込の平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注) この保険契約から脱退（解約）される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

6. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 災害が起こった場合

(1) 災害が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等

災害が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

災害の拡大の防止および軽減

ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告（写）
(3)労災保険法等の支給請求書（写）	遺族補償年金（一時金）支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
(4)労災保険法等の支給決定通知書（写）	労災保険法等の支給決定通知書（写）・年金証書（写）
(5)被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金（一時金）支給請求書
(6)被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
(7)被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証明するもの）	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
(8)被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）	法定外補償規定（写）
(9)使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類
(10)使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(11)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
⑤交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書（写）	交通事故証明書（写）
⑥被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証（写）、労働安全衛生法による技能講習修了証明書（写）

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、（2）をご覧ください。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。（使用者賠償責任条項をセットした場合）

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 申込人または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 申込人または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

お問い合わせ窓口

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）

TEL：0120-258-517 FAX：052-204-8988

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277（無料）

【受付時間】 平日 9：00～20：00 土日・祝日 9：00～17：00（年末年始は休業させていただきます。）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9：00～19：00になります。

災害が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター

0120-258-189（無料）

事故は いち早く

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）]

・受付時間 [平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>）

保険金請求手続の流れ

事故発生

ご加入者さま	事故の発生および事故内容について、ニュータス（代理店・扱者）へご連絡ください。 ※事故発生後遅滞なく、ご連絡をお願いします。
代理店・扱者 （ニュータス）	ニュータスにて使用者賠償責任保険加入の確認を行い、三井住友海上へ報告します。
保険会社 （三井住友海上）	保険金お支払センターより保険金請求書類一式を送付します。
ご加入者さま	保険金請求書類一式をご提出ください。 ※請求書類については、33～34ページの「保険金の支払請求時に必要となる書類等」をご参照ください。
保険会社 （三井住友海上）	保険金お支払センターにて保険金のお支払手続を行います。 ※ご請求内容によっては、病院、警察、ご本人さまへの調査確認を行ったり、追加の書類を依頼させていただく場合があります。

保険金のお支払い

加入手続に関するお問い合わせ先

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 総務部

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-50 愛知県社会福祉会館内

TEL：052-212-5500 FAX：052-212-5501 ホームページ：http://www.aichi-fukushi.or.jp/

※補償内容など保険の内容に関しては、代理店・扱者または引受保険会社にお問合わせください。

補償内容など保険の内容に関するお問い合わせ先

<代理店・扱者> 株式会社ニュータス（愛知県社会福祉協議会 指定代理店）

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-2-31 ニュープラスビル7階

TEL：0120-258-517 FAX：052-204-8988 ホームページ：https://www.newtus.com

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 愛知中央支店 金融法人課

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上名古屋しらかわビル8階

TEL：052-223-4360 FAX：052-223-4362 ホームページ：https://www.ms-ins.com

使用期限：2021年4月1日 承認番号：A19-102487